

小野市告示第63号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び小野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年小野市条例第18号）第5条の規定により、令和6年度の一般廃棄物の処理実施計画を次のとおり定める。

令和6年4月1日

小野市長 蓬萊 務

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の排出の状況及び搬入形態

(1) 排出量の現況と当該年度の排出予測（ごみ：t/年、排水：kl/年）

区分	種 類	前年度実績	当該年度見込
ごみ	一般家庭から排出されるごみ	8,584	8,477
	可燃ごみ	7,662	7,585
	不燃ごみ	72	71
	アルミ缶類	21	21
	スチール缶・小物金属類	39	39
	びん類	170	168
	ペットボトル	27	27
	古紙類	54	54
	電池類	23	1
	粗大ごみ	516	511
	一時多量ごみ及び事業活動に伴い排出されるごみ	6,064	6,004
	可燃ごみ	4,897	4,848
	不燃ごみ	436	432
	粗大ごみ	654	647
再生利用するごみ	77	77	
	合 計	14,648	14,481
生活排水	し尿	1,542	1,527
	浄化槽汚泥	4,013	3,924
	合 計	5,555	5,451

(2) 一般廃棄物の処理主体

① ごみ

ア 収集運搬

a 家庭ごみ

- | | |
|-----------------|------------|
| (a) 可燃ごみ | 直営とする。 |
| (b) 不燃ごみ | 委託とする。 |
| (c) アルミ缶類 | 委託とする。 |
| (d) スチール缶・小物金属類 | 委託とする。 |
| (e) びん類 | 委託とする。 |
| (f) ペットボトル | 委託とする。 |
| (g) 古紙類 | 直営とする。 |
| (h) 電池類 | 直営とする。 |
| (i) 粗大ごみ | 直営及び委託とする。 |

b 一時多量ごみ及び事業活動に伴って排出されるごみ

許可業者又は排出者搬入とする。許可業者名は別表第1のとおり。ただし、一般廃棄物収集運搬業等許可については、一般廃棄物の排出量が著しく増加するなど、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、別表第1の一般廃棄物収集運搬業等許可業者以外には、新たな許可はしないものとする。

なお、廃棄物の広域的な処理やリサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

c 家電リサイクル法対象4品目

電気製品小売店による回収の後、メーカーにより再資源化。

d パソコンリサイクル

回収するパソコンのメーカーがある場合はメーカーが、ない場合はリデュース・リユース・リサイクル推進協議会が回収し、再資源化。

e 再生利用するごみ

許可業者又は搬出者搬入とし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第11条第3項の規定により登録された事業場で処理を行う。

イ 中間処理

小野加東加西環境施設事務組合（小野クリーンセンター）において実施する。

ウ 最終処分

小野市一般廃棄物最終処分場において委託で実施するほか、焼却灰の一部は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託する。

② 生活排水

ア 収集運搬

- a し尿 委託とする。
- b 浄化槽汚泥 委託及び許可業務とする。許可業者名は別表第1のとおり。

イ 中間処理

北播衛生事務組合において処理する。

ウ 最終処分

大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託する。

2 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・資源化計画

① 排出抑制の方法

ア 分別収集の徹底

ごみカレンダー、「広報おの」、「ごみ大百科」の配布、ホームページ・フェイスブック・LINE 等による啓発や、収集時の指導として、適正な分別ができていない場合は、回覧による分別啓発や取り残しステッカーを貼って取り残すこと等により、分別の徹底やごみの減量化、資源化を呼びかける。

また、市内の小中学校に出向き、「どうすれば、ごみは減るのか」をメインとした「子ども環境出前講座」を行うことで、子どもたちにもごみの分別や減量化について深く考えてもらう機会を設ける。

イ 集団回収及び店頭回収の推進

家庭から排出される可燃ごみの減量化および資源化率の向上を図るため、ごみカレンダー、「広報おの」への掲載による啓発活動等により、集団回収事業の支援及びスーパーマーケット等の店頭回収を推進する。

ウ マイバッグ運動（買物袋の持参運動）の推進

関連団体と協力し、マイバッグ運動（買物袋の持参運動）を継続して推進する。

エ 多量排出事業所への啓発・指導

小野クリーンセンターと合同で、小野商工会議所を通じ、事業系廃棄物の適正な分別及び減量化について市内事業所へ啓発活動を行う。また、産業廃棄物として処理されるべき廃棄物の搬入防止を図る。

オ 食品ロス削減の推進

家庭及び飲食店等から排出される、食べ残し等の食品ロス削減について、「広報おの」への掲載、関連団体との啓発活動等により、可燃ごみの減量化および焼却処理効率の向上を図る。同時に、飲食店等の事業者への働きかけも実施する。

また、近隣自治体とのネットワークに参加することで、フードドライブ運動の推進を検討する。

カ 草・枝・木等の一時多量ごみ（可燃ごみ・粗大ごみ）の処理量抑制

自治会等の清掃活動や市内を流れる河川管理の一環として排出される草・

枝・木について、処理施設の24時間連続運転の利点を生かし、十分に乾燥させる等中間処理を行った後に焼却することで、総量として減容・減量化を図る。

キ 施設搬入時の許可業者に対する検査強化

焼却灰・飛灰の処理先である大阪湾広域臨海環境整備センターの搬入基準が厳格化されたことに伴い、本市でも、不適正廃棄物の搬入防止を図るため、許可業者に対する展開検査を強化する。

② 資源化の方向及び量（トン／年）

ア 集団回収による資源化

種 類	前年度実績	当該年度見込
紙 類	288	288
布 類	42	42
鉄 類	4	4
ア ル ミ	5	5
バッテリー	3	3
紙パック	3	3

イ 分別収集による資源化

種 類	前年度実績	当該年度見込
古 紙 類	54	54
金 属 類	280	278
び ん 類	170	168
ペットボトル	27	27
乾 電 池	23	1

ウ 処理施設等における資源化

種 類	前年度実績	当該年度見込
古 紙 類	33	33
焼 却 灰	33	33
金 属 類	320	320
廃 蛍 光 灯	3	1
食品循環資源	77	77

③ 家電リサイクル法による資源化の推進

家電リサイクル法の対象4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機（衣類乾燥機を含む））が適正にリサイクルされるよう啓発に努める。

④ パソコンリサイクル法による資源化の推進

パソコンが適正にリサイクルされるよう啓発に努める。

(2) 収集・運搬計画

① 収集・運搬する廃棄物の量

種 類	量 (トン/年)
一般家庭から排出されるごみ	8,477
一時多量ごみ及び事業活動に伴って排出されるごみ	6,004

② 収集区域の範囲

種 類	収集主体	収 集 区 域
一般家庭から排出されるごみ		
可燃ごみ	直営	小野市全域
不燃ごみ	委託	〃
アルミ缶類	〃	〃
スチール缶・小物金属類	〃	〃
びん類	〃	〃
ペットボトル	〃	〃
電池類	直営	〃
粗大ごみ	直営・委託	〃
古紙類	直営	〃
一時多量ごみ及び事業活動に伴って 排出されるごみ	排出者	小野市全域
	許可業者 指定業者	小野市全域
再生利用するごみ	排出者又は 許可業者	小野市全域

③ 収集回数及び収集方法

収集者	収集区分	回数	収集方法
直営並びに 委託業者	可 燃 ご み	週2回	ステーション方法
	不 燃 ご み	月1回	〃
	ア ル ミ 缶 類	月1回	〃
	スチール缶・小物金属類	月1回	〃
	び ん 類	月1回	〃
	ペ ッ ト ボ ト ル	月1回	〃
	乾 電 池	年6回	〃
	粗 大 ご み	年2回	〃
	古 紙 類	月1回	〃
	有 料 粗 大 ご み	随時	個別収集
	無 料 可 燃 ご み (ハートフル)	週1回	〃

収集者	収集区分	回数	収集方法
許可業者	一時多量ごみ	随時	個別収集
	事業系ごみ	定期・随時	〃
	再生利用するごみ	随時	〃

※ステーションとは、地域（自治会）で設置及び管理するごみステーションをいう。

(3) 中間処理計画

① 可燃ごみ

ア 施設の概要

施設名 小野加東加西環境施設事務組合（小野クリーンセンター）
ごみ焼却処理施設
所在地 小野市天神町538番地の1
形式 准連続燃焼式ストーカ方式
処理能力 165トン/日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(トン/年)

搬入者区分	焼却施設
直営	7,585
許可業者・直接搬入	4,848
合計	12,433

ウ 処分計画及び残渣の量

(トン/年)

焼却処理量	焼却減容量	焼却残渣 (焼却灰、飛灰)
12,400	10,809	1,591

資源化量	
古紙類	33
焼却灰（セメントリサイクル）	33

② 粗大ごみ

ア 施設の概要

施設名 小野加東加西環境施設事務組合（小野クリーンセンター）
粗大ごみ処理施設
所在地 小野市天神町538番地の1
形式 回転式破砕機
二軸破砕機
処理能力 回転式破砕機 35t/5h
二軸破砕機 4t/5h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(トン/年)

搬入者区分	搬入量
直 営・委 託	511
許可業者・直接搬入	647
合 計	1,158

ウ 処分計画

(トン/年)

処分方法	処分量
焼 却 処 分	799
資源化(金属)	320
埋 立 処 分 ほか	40
合 計	1,159

③ ペットボトル

ア 施設の概要

施 設 名 小野加東加西環境施設事務組合(小野クリーンセンター)
 P E T ボトル中間処理棟
 所 在 地 小野市天神町538番地の1
 形 式 減容・自動梱包
 処理能力 150kg/h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(トン/年)

搬入者区分	搬入量
委 託	27
許可業者・直接搬入	(1)
合 計	27

*許可業者・直接搬入は1tに満たないが0ではないため(1)と記載する。

ウ 処分計画

(トン/年)

処分方法	処分量
資源化	27

(4) 最終処分計画

① 埋立処分

ア 最終処分場の概要

最終処分場	小野市一般廃棄物最終処分場	大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸沖埋立処分場
所在地	小野市天神町 537 番地	神戸市東灘区向洋町地先
埋立対象物	その他不燃系ごみ	焼却残渣（焼却灰、飛灰）
埋立地面積	17,400 m ²	88 ha
全体容量	61,000 m ³	15,779,911 m ³
残余容量	24,000 m ³	

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

(ア) 直営、委託、許可業者及び直接搬入	5 4 3	トン
(イ) 年間埋立量		
・小野市一般廃棄物最終処分場	5 4 3	トン
・神戸沖処分場（搬入容量）	1, 5 5 8	トン

ウ 埋立計画

最終処分場	小野市一般廃棄物最終処分場	大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸沖埋立処分場
埋立区域	埋立地面積 17,400 平方メートル	88 ヘクタールの内 一般廃棄物区域とする
埋立方法	サンドイッチ方式準好気性埋立	サンドイッチ工法

3 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

① 合併浄化槽で処理を推進する区域及び人口

ア 区域 小野市全域

ただし、公共下水道整備区域、農業集落排水処理区域を除く区域

イ 人口 2, 2 0 9 人

② 下水道で処理する区域及び人口

ア 区域 小野市生活排水処理計画図の公共下水道事業による整備計画区域

イ 人口 4 1, 5 1 0 人

③ 農業集落排水で処理する区域及び人口

ア 区域 小野市生活排水処理計画図の農業集落排水処理施設で処理する区域

イ 人口 3, 3 3 1 人

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

① 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

- ・し尿 1, 527 k l / 年
- ・浄化槽汚泥 3, 924 k l / 年

イ 収集区域

種類	処理主体	収集区域
し尿	委託	市内全域
浄化槽汚泥	法7条許可業者	市内全域

ウ 収集回収

- ・し尿 定期収集及び臨時収集
- ・浄化槽汚泥 随時収集

エ 収集の方法

種類	収集方法
し尿	委託による個別収集
浄化槽汚泥	法第7条許可業者による個別収集

② 処理計画

ア 処理施設の概要

施設名 北播衛生事務組合 南部衛生公園
所在地 加東市西古瀬字戸サキ 1169 番地
形式 下水道投入 脱水・希釈方式
能力 49 k l / 日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳

種類	搬入方法	搬入量
し尿	委託	1,527
浄化槽汚泥	許可業者	3,924
合計		5,451

ウ 脱水汚泥の量及び処分方法

年間概ね530トンとし、メタン発酵、乾燥（肥料化）、焼却、堆肥化処分する。

③ 最終処分計画

ア メタン発酵

処分所在地 三重県伊賀市治田字北福澤 3693 番 14
中間処分者名 大栄環境株式会社 伊賀リサイクルセンター
中間処理方法 メタン発酵

イ 堆肥化、焼却、埋立処分

処分所在地 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
中間・最終処分者名 三重中央開発株式会社 三重リサイクルセンター
中間・最終処分方法 乾燥（肥料化）

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

一般廃棄物収集運搬業等許可業者一覧

1. 収集運搬（ごみ）

	事業者名	代表者名	主たる事業所の所在地	小野市内の事務所所在地	収集区域	許可期間
1	(有)江金商店	江金 成治	小野市本町一丁目 214-2	同左	市内全域	令和6年 4月1日から 令和8年 3月31日まで
2	(株)巴山環境	朝本 秀生	小野市日吉町 570-65	同左		
3	(株)あさひ企画	中元 忍	小野市三和町 879-2	同左		
4	木村工業(株)	木村 鐘一	明石市大久保町ゆりのき通 1丁目 5-17	小野市中町 413-6 小野営業所	食品リサイクル法に係る食品循環資源限定	

2. 収集運搬（浄化槽汚泥）

	事業者名	代表者名	主たる事業所の所在地	小野市内の事務所所在地	収集区域	許可期間
1	新北播企業(株)	千田 梓	西脇市郷瀬町 398-1	小野市古川町 456 小野支店	市内全域	令和6年 4月1日から 令和8年 3月31日まで
2	兵神浄化(有)	森本 武司	神戸市中央区脇浜町 2丁目 10-14	小野市大島町 1581-2 北播営業所		
3	(株)大洋	尾崎 誠治	姫路市山吹 2丁目 11-12	小野市上本町 238-7 小野営業所		
4	(株)カンキョウ	柳 真成美	加西市北条町黒駒 6-3	小野市神明町 705 オーク ハイツ神明 3 1階C号室 小野営業所		
5	(株)あさひ企画	中元 忍	小野市三和町 879-2	同左		